

# 「JIS 認証審査員の認定要件及び教育訓練規程」

## 1.適用範囲

この規定は、顧客に対する JIS 登録認証業務の信頼性の確保と期待に依っていくために、“JIS 認証審査員”の認定要件、さらに力量の向上を目指すための教育訓練及び関連事項について適用する。ICJ-JIS 認証事業部要員にも本規定を適用する。

## 2.審査員候補生

審査員候補生は、製品試験(製品試験の立会を含む)の業務又はこれに類似する業務に関し 1 年以上の経験のある者、現地審査の業務又はこれに類似する業務に関し 1 年以上の経験のある者及び下記のいずれかから選任する。

- [A]ICJ 登録の ISO9001 審査員で、建設業またはコンクリート製造業に従事していた者、建設業の審査経験を 20 件以上有する者
- [B]業界の品質監査員で、2 年以上の監査経験を有する者
- [C]JIS マーク表示制度における品質管理責任者有資格者または JIS 品質管理責任者セミナー専修科コース (9 日間) (旧 IQC)修了者、JIS 品質管理責任者セミナー短期特別コース (2 日間) (旧 IQC)修了者で、品質管理と標準化セミナー普通科 22 日間コース (旧 普通科 (25 日間) コース) 修了者
- [D]コンクリート主任技士または技士の有資格者
- [E]JIS 認証部長が、下記の力量があると認める者

JIS 認証審査員に必要な力量は、以下の通りである。

- ・ 産業標準化法と JIS マーク表示制度に関する基礎的な知識があること。
  - ・ ICJ-JIS 品質システムの概要を理解していること。
  - ・ ISO 9001 に関する知識習得のための研修を修了していること。
  - ・ 以下を含む JIS 登録認証プロセスの進め方についての知識があること。
    - ①認証審査計画 ②工場審査(A・B)
    - ③製品試験 ④認証審査報告のまとめ方
  - ・ 審査員の倫理的事項について、教育を受けていること。
- ICJ-JIS 登録認証事業部〔行動規範〕
- ・ レディーミクストコンクリート JIS 工場の品質管理の知識があること。
  - ・ JIS Q 17025 の要求事項に関する知識の研修を修了していること。
  - ・ JIS Q 17065 の要求事項に関する知識の研修を修了していること。

## 3. 審査員候補生の研修内容

[ I ]社内研修プログラム 13～52 時間以上  
(\*A・B・C・D・E は上記 項目 2.による。)

主 要 内 容		A	B	C	D	E
産業標準化法及び審査の基礎知識 (11～38 時間以上)		最低履修時間				
1	産業標準化法と JIS マーク表示制度	6	2	2	2	2～6
2	ICJ-JIS 品質システムの概要	3	4	4	4	3～4
3	JIS 登録認証プロセスの進め方 ①認証審査計画 ②工場審査(A・B) ③製品試験 ④認証審査報告のまとめ方	6	4	4	4	4～6

4	審査員の倫理的事項／他 ISO19011、ISO17021(7章、関連付属書)、ISO17065、公平性管理規定、ICJ-JIS登録認証事業部[行動規範] JISQ17065の解説	2	2	2	2	2
5	ISO9001の基礎についての学習および2日間の内部監査員コース(ISO9001審査員登録機関で審査員補以上の資格を保有する者は、履修を免除する。)	0	20	20	20	0～20
レディーミクストコンクリート JIS 工場の品質管理 (2～14時間以上)		最低履修時間				
6	JIS工場の社内標準化(事例研究) A審査の場合:社内規格 B審査の場合:社内規格+ISO9001(品質マニュアル)	7	2	2	2	2～7
7	品質管理 レディーミクストコンクリート QC 工程表 レディーミクストコンクリート統計的手法	4	0	0	0	0～4
8	JIS Q 17025の解説 ① 17025 基礎 ② 識別及びトレーサビリティ ③ 復習テスト	3	3	3	3	0～3

(1) 講師・・・社内及び社外 (2) 教材: JIS 品質システム文書、日本規格協会発行図書／他

[II] 現地研修プログラム 最低2回以上の現地審査

主要内容		A	B	C	D	E
現地審査への参加		最低参加回数				
文書審査の実施 17025 適合性調査 工場審査(品質管理体制)および製品試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書審査報告書</li> <li>・ 審査計画書</li> <li>・ JIS 登録審査報告書</li> <li>・ JIS 審査顧客報告書</li> <li>・ JIS 認証審査員用チェックリスト</li> <li>・ 工場審査記録書</li> <li>・ 骨材品質記録書</li> <li>・ 現場審査記録書</li> <li>・ 17025 適合性調査書</li> <li>・ 製品試験報告書</li> </ul>	オブザーバー	1	1	1	1	1
	訓練生	1	1	1	1	1

- (注) ①オブザーバーは審査への立会いを実施し、審査記録(審査報告書を除く)を提出する。  
 ②訓練生は審査員チームリーダーの指導の下、審査に参加し、審査記録一式を提出する。  
 ③審査チームリーダーは、すべてのオブザーバー/訓練生の審査報告書をレビューするとともに、審査員および訓練生 審査実施評価表で評価を実施し、認証部長へ報告する。  
 ④JIS 認証部長は評価報告をレビューし、追加講習が必要な場合は実施を指示する。  
 ⑤審査員教育および JIS 認証事業部要員の記録は、F3-02 教育訓練履歴証明書に記録する

4. 審査員候補生の評価及び審査員の認定

JIS 認証部長は、研修プログラム[ I ]および[ II ]を終了した審査員候補生を下記評価基準によって評価し、合格者を審査員とする。

評価基準

基本知識、資質	評価の方法
① 品質管理の知識 ② JIS Q 17025 の知識 ③ JIS A 5308 及び関連 JIS の知識 ④ レディーミクストコンクリートの製品特性 及び製造工程管理の知識 ⑤ 審査員としての資質	1. 社内規格書による文書審査報告書の作成・提出書類のレビュー。 「F4-03 工場審査記録書」を使用 2. JIS 認証部長が面接し評価する。(ISO9001 審査員に限っては、過去の評価記録を代用することができる。)

5. 審査員フォローアップ研修

- (1) JIS 認証部長は、登録された「JIS 認証審査員」の力量の向上を図る目的で、F3-01「教育訓練計画書/実施記録書」にてフォローアップ研修を計画し、実施する。また JIS 認証部長は、必要に応じ、追加開催をする。
- (2) 教育訓練実施後、F3-02「JIS 教育訓練履歴証明書」に記録する。

\* 自宅学習の教育時間は報告書又はテストの提出を条件に最大4時間まで認める。

6. 審査員の評価

- (1) JIS 認証部長は、審査員の審査業務に関する評価の指標の1つとして、顧客からの「JIS 認証審査顧客アンケート」を用いて評価する。アンケート評価の結果を考慮して、JIS 認証部長又は JIS 認証部長が指名した審査員が審査場所で審査状況の評価を行う。
- (2) 現場での審査員の審査実施状況の評価するため、3年に一度現場において JIS 認証部長または JIS 認証部長から権限を委譲された者が、審査員を F3-03「審査員 審査実施評価表」を用いて評価する。評価のスケジュールはデータベースを用いて管理する。

7. JIS 判定委員の評価

- (1) JIS 認証部長は、JIS 判定委員の評価を F3-15「JIS 判定委員/JIS 営業部/JIS 認証部 要員評価表」により行い、記録する。
- (2) JIS 認証部長は、常時開催される判定委員会等で JIS 判定委員のパフォーマンスを評価し、2年に1回、F3-15「JIS 判定委員/JIS 営業部/JIS 認証部 要員評価表」に記録する。

8. JIS 認証部の評価

- (1) JIS 認証部長は、JIS 認証部員の評価を F3-15「JIS 判定委員/JIS 営業部/JIS 認証部 要員評価表」により行い、記録する。
- (2) JIS 認証部長は、通常業務の中で JIS 認証部員のパフォーマンスを評価し、3年に1回、F3-15「JIS 判定委員/JIS 営業部/JIS 認証部 要員評価表」に記録する。

9. JIS 認証部長の評価

- (1) 社長は、JIS 認証部長の評価を F3-15「JIS 判定委員/JIS 営業部/JIS 認証部 要員評価表」により行い、記録する。
- (2) 社長は、通常業務の中で JIS 認証部長のパフォーマンスを評価し、3年に1回、F3-15「JIS 判定委員/JIS 営業部/JIS 認証部 要員評価表」に記録する。

10. JIS 営業部の評価

- (1) JIS 営業部長は、JIS 営業部員の評価を F3-15「JIS 判定委員/JIS 営業部/JIS 認証部 要員評価表」により行い、記録する。
- (2) JIS 営業部長は、通常業務の中で JIS 営業部員のパフォーマンスを評価し、3年に1回、F3-15「JIS 判定委員/JIS 営業部/JIS 認証部 要員評価表」に記録する。

## 11.JIS 営業部長の評価

- (1)社長は、JIS 営業部長の評価を F3-15「JIS 判定委員/JIS 営業部/JIS 認証部 要員評価表」により行い、記録する。
- (2)社長は、通常業務の中で JIS 営業部長のパフォーマンスを評価し、3 年に 1 回、F3-15「JIS 判定委員/JIS 営業部/JIS 認証部 要員評価表」に記録する。